

改正前	改正後	説明
<p>第 3 章 給水装置工事の申込 （工事の申込）</p> <p>第 5 [略]</p> <p>2 <u>事前協議が必要な</u>場合は、「給水装置工事事前協議申請書」（様式第 2 号）を企業長に提出しなければならない。企業長は事前協議の結果を「各種給水装置工事事前協議の結果について（回答）」（様式第 3 号）により回答する。</p> <p>（添付書類）</p> <p>第 6 [略]</p> <p>(1) <u>建築確認申請書</u>：新築及び増築工事等の場合は、<u>配置図</u>の写しと共に添付すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（設計変更の申込手続）</p> <p>第 8 [略]</p> <p>(1) 分岐箇所<u>の</u>著しい変更</p> <p>(2) ～(3) [略]</p> <p>(4) <u>水栓数に増減がある</u>場合</p> <p>(5) <u>貯水槽容量に変更がある</u>場合</p>	<p>第 3 章 給水装置工事の申込 （工事の申込）</p> <p>第 5 [略]</p> <p>2 <u>次の項目に該当する給水装置工事</u>の場合は、「給水装置工事事前協議申請書」（様式第 2 号）を企業長に提出しなければならない。企業長は事前協議の結果を「各種給水装置工事事前協議の結果について（回答）」（様式第 3 号）により回答する。</p> <p><u>(1) 給水装置工事を伴う開発許可を申請しようとする場合</u></p> <p><u>(2) 受水槽式給水から直圧式給水に変更する場合</u></p> <p><u>(3) その他企業長が必要と認める場合</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>第 6 [略]</p> <p>(1) <u>配置図</u>：新築及び増築工事等の場合は、<u>建築確認申請書に添える配置図の写し</u>を添付すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（設計変更の申込手続）</p> <p>第 8 [略]</p> <p>(1) 分岐箇所<u>に</u>著しい変更<u>がある場合</u></p> <p>(2) ～(3) [略]</p> <p>(4) <u>特殊器具を追加する場合（認証機関等の性能証明書の写し提出）</u></p>	<p>2 事前協議要の要件を具体的に示す。</p> <p>(1)修正する。 ※建築基準法施行規則第 1 条の 3 に定めた配置図の写し</p> <p>(1)修正する。</p> <p>改正前の(5)を (7) に繰</p>

改正前	改正後	説明
<p>(申込を要しない工事の範囲)</p> <p>第10 [略]</p> <p>(1) 水道法施行規則第13条による軽微な<u>変更</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>給水装置に著しい変更のない修繕工事</u></p> <p>第4章 給水装置の設計</p> <p>(給水方式)</p> <p>第12 [略]</p> <p>(1)~(2) [略]</p> <p>(3) 併用式給水</p> <p>同一建築物で直結式、貯水槽式の併用給水であるが、次によるもの以外は承認しないものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>明確に給水区分が分かれる場合、ただし、配管系統が明確に区別できる構造であること。</u></p> <p>ウ <u>3階以上(6.0メートル以上)に加圧ポンプ等で給水する場合(1、2階等は直結式給水)ただし、メーターは1、2</u></p>	<p><u>(5)メーター口径25ミリメートル以下において、第25で定めるメーター口径毎に定める最大給水栓数より水栓数が増える場合(水理計算書提出)</u></p> <p><u>(6)メーター口径30ミリメートル以上で、水栓数が増える場合(水理計算書提出)</u></p> <p><u>(7)貯水槽容量に変更がある場合</u></p> <p>(申込を要しない工事の範囲)</p> <p>第10 [略]</p> <p>(1) 水道法施行規則第13条による軽微な<u>工事</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>漏水修理に伴う「給水装置修理工事報告書(様式第27号)」の提出がなされ、既存水栓配管の修理で水栓位置が変わらない配管工事(ヘッダー新設は除く)。ただし、詳細な図面が添付されていること。</u></p> <p>第4章 給水装置の設計</p> <p>(給水方式)</p> <p>第12 [略]</p> <p>(1)~(2) [略]</p> <p>(3) 併用式給水</p> <p>同一建築物<u>内</u>で直結式、貯水槽式の併用給水<u>するもの</u>であるが、次によるもの以外は承認しないものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 3階以上(6.0メートル以上)に加圧ポンプ等で給水する場合(1、2階等は直結式給水)ただし、メーターは1、2</u></p>	<p>下げ。</p> <p>(5)極端な水栓数増は確実に(2)に抵触するので注意すること。</p> <p>(1)修正する。</p> <p>(3)宅内漏水修理の場合の特例とする。</p> <p>(3)修正する。</p> <p>改正前のイ)クロスコネクションの要因となる。一括削除する。</p> <p>改正前ウ)を繰り上げ</p>

改正前	改正後	説明																																																		
<p><u>階と共用し、すべて同一使用者であること。</u></p> <p>(口径の決定) 第16 [略] 2 [略]</p> <p>(給水管の撤去) 第18 [略] 2 原則として止水栓止めとしてはならない。ただし、所有者の都合で止水栓を残す場合は止水栓までの図面を提出すること。</p> <p>(止水栓・弁類の設定) 第19 [略]</p> <table border="1" data-bbox="219 865 1003 1437"> <thead> <tr> <th>埋設深度</th> <th>口径 (mm)</th> <th>設置バルブ</th> <th>筐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">60 cm (宅地内)</td> <td>φ 25 以下</td> <td>止水栓 (ボール止水栓)</td> <td>止水栓筐</td> </tr> <tr> <td>φ 30~50</td> <td>仕切弁 (ソフトシール)</td> <td>弁筐小</td> </tr> <tr> <td>90 cm以上 (宅地内)</td> <td><u>φ 50~150</u></td> <td>仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)</td> <td>弁筐大</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">90 cm以上 (道路内)</td> <td>φ 25 以下</td> <td>止水栓 (ボール止水栓)</td> <td>弁筐中</td> </tr> <tr> <td><u>φ 30・40</u></td> <td>仕切弁 (ソフトシール)</td> <td>弁筐中</td> </tr> <tr> <td><u>φ 50~150</u> φ 200~250</td> <td>仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)</td> <td>弁筐大 弁筐大</td> </tr> </tbody> </table>	埋設深度	口径 (mm)	設置バルブ	筐	60 cm (宅地内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	止水栓筐	φ 30~50	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐小	90 cm以上 (宅地内)	<u>φ 50~150</u>	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大	90 cm以上 (道路内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	弁筐中	<u>φ 30・40</u>	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐中	<u>φ 50~150</u> φ 200~250	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大 弁筐大	<p><u>階と共用し、すべて同一使用者であること。</u></p> <p>(口径の決定) 第16 [略] 2 [略] <u>3 メーター以降の口径は、メーター口径以下であること。ただし、メーター口径減径に伴う変更工事の場合はこの限りではない。</u></p> <p>(給水管の撤去) 第18 [略] 2 原則として止水栓止めとしてはならない。ただし、所有者の都合で止水栓を残す場合は<u>キャップ止めとし</u>、止水栓までの図面を提出すること。</p> <p>(止水栓・弁類の設定) 第19 [略]</p> <table border="1" data-bbox="1043 865 1827 1437"> <thead> <tr> <th><u>標準</u>埋設深度</th> <th>口径 (mm)</th> <th>設置バルブ</th> <th>筐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">60 cm (宅地内)</td> <td>φ 25 以下</td> <td>止水栓 (ボール止水栓)</td> <td>止水栓筐</td> </tr> <tr> <td>φ 30~50</td> <td>仕切弁 (ソフトシール)</td> <td>弁筐小</td> </tr> <tr> <td>90 cm以上 (宅地内)</td> <td><u>φ 75~150</u></td> <td>仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)</td> <td>弁筐大</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">90 cm以上 (道路内)</td> <td>φ 25 以下</td> <td>止水栓 (ボール止水栓)</td> <td>弁筐中</td> </tr> <tr> <td><u>φ 30~50</u> <u>φ 75~150</u></td> <td>仕切弁 (ソフトシール)</td> <td>弁筐中</td> </tr> <tr> <td>φ 200~250</td> <td>仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)</td> <td>弁筐大 弁筐大</td> </tr> </tbody> </table>	<u>標準</u> 埋設深度	口径 (mm)	設置バルブ	筐	60 cm (宅地内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	止水栓筐	φ 30~50	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐小	90 cm以上 (宅地内)	<u>φ 75~150</u>	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大	90 cm以上 (道路内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	弁筐中	<u>φ 30~50</u> <u>φ 75~150</u>	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐中	φ 200~250	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大 弁筐大	<p>3 追加する。</p> <p>2 止水栓保護のため文言追加する。(ネジ山保護)</p> <p>φ 75 以上は一律 (大) とする。φ 50 以下は中または小に整理する。</p>
埋設深度	口径 (mm)	設置バルブ	筐																																																	
60 cm (宅地内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	止水栓筐																																																	
	φ 30~50	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐小																																																	
90 cm以上 (宅地内)	<u>φ 50~150</u>	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大																																																	
90 cm以上 (道路内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	弁筐中																																																	
	<u>φ 30・40</u>	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐中																																																	
	<u>φ 50~150</u> φ 200~250	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大 弁筐大																																																	
<u>標準</u> 埋設深度	口径 (mm)	設置バルブ	筐																																																	
60 cm (宅地内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	止水栓筐																																																	
	φ 30~50	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐小																																																	
90 cm以上 (宅地内)	<u>φ 75~150</u>	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大																																																	
90 cm以上 (道路内)	φ 25 以下	止水栓 (ボール止水栓)	弁筐中																																																	
	<u>φ 30~50</u> <u>φ 75~150</u>	仕切弁 (ソフトシール)	弁筐中																																																	
	φ 200~250	仕切弁 (ソフトシール・ 浅層埋設用)	弁筐大 弁筐大																																																	

改正前				改正後				説明
		浅層埋設用)				浅層埋設用)		
120 cm以上 (道路内)	<u>φ 50～200</u> φ 250～350	仕切弁 (ソフトシール)	弁篋大	120 cm以上 (道路内)	<u>φ 75～200</u> φ 250～350	仕切弁 (ソフトシール)	弁篋大	
120 cm以上 (道路内)	φ 250～350	仕切弁 (ソフトシール)	弁篋大	120 cm以上 (道路内)	φ 250～350	仕切弁 (ソフトシール)	弁篋大	
<p>2 [略]</p> <p>(筐及び柵)</p> <p>第 20 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 仕切弁篋の蓋は、「仕切弁」(青)、「<u>給水弁</u>」(青)、「排水弁」(黄)、「消火栓」(赤)を適正に標示すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 メーター柵の蓋は防寒蓋とし、裏側には、<u>施行会社名</u>・電話番号・給水番号等、集合住宅の場合は部屋番号を記入のこと。</p> <p>(排気・排水装置)</p> <p>第 21 給水管中に停滞空気が生じて通水を阻害したり、<u>死水</u>が発生したりするおそれのある所には、排気装置(空気弁等)及び排水装置(仕切弁等)を設ける等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 公道及びこれに準じる道路内に、口径 <u>50</u> ミリメートル以上の給水管を布設する場合は、原則として排水装置を設けなければならない。</p> <p>3 <u>排水装置の構造及び材質は、給水装置に準ずるものとし、給水管に対応する排水管口径は次のとおりとする。</u></p>				<p>2 [略]</p> <p>(筐及び柵)</p> <p>第 20 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 仕切弁篋の蓋は、「仕切弁」(青)、「排水弁」(黄)、「消火栓」(赤)を適正に標示すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 メーター柵の蓋は防寒蓋とし、裏側には、<u>施工会社名</u>・電話番号・給水番号等、集合住宅の場合は部屋番号を記入のこと。</p> <p>(排気・排水装置)</p> <p>第 21 給水管中に停滞空気が生じて通水を阻害したり、<u>滞留水</u>が発生したりするおそれのある所には、排気装置(空気弁等)及び排水装置(仕切弁等)を設ける等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 公道及びこれに準じる道路内に、口径 <u>40</u> ミリメートル以上の給水管を布設する場合は、<u>基管となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が 100 リットルを超えるときは</u>、原則として排水装置を設けなければならない。</p> <p>3 <u>排水口部側溝には、水質や水量を確認できるように、グレーチング等を設置するものとする。</u></p> <p>4 <u>排水装置の構造及び材質は、給水装置に準ずるものとし、給水管に対応する排水弁口径は次のとおりとする。</u></p>				<p>4 「給水弁」を削除する。公道上の弁篋表記は 3 種類に集約する。</p> <p>6 修正する。</p> <p>第 21 字句を修正する。</p> <p>2 管内水量を基準とする。 ※参考 φ 50 L=50mで 98ℓ φ 40 L=80mで 100ℓ</p> <p>3 グレーチング設置を追加する。</p> <p>4 改正前(3)を(4)に繰下げ、配水管口径を排水</p>

改正前		改正後		説明	
(単位 mm)		(単位 mm)			
給水管口径	排水管口径	給水管口径	排水管口径		
50	30 以上	40・50	30 以上	弁口径に変更する。 表) 給水管口径に 40 追加する。	
75	75	75	50 又は 75		
100	75	100	75		
150	75	150	75		
200 以上	協議による	200 以上	協議による		
(メーターの設置) 第 25 [略] 2～3 [略] (1) ～ (6) [略] 4～9 [略] (1) 直結式給水に係るメーター口径と給水栓最大取付け個数		(メーターの設置) 第 25 [略] 2～3 [略] (1) ～ (6) [略] (7) 3 階建て以上の建築物においては、シャフトスペースに設置を可能とする。なお、点検及び取替作業を容易に行うことができるようにすること。 4～9 [略] (1) 直結式給水に係るメーター口径と給水栓最大取付け個数			給水管口径 75 に排水弁口径 50 追加する。 復活する。 施錠等をされないようにすること。
メーター口径	最大給水栓数	同時使用率を考慮した給水栓数	メーター口径	最大給水栓数	同時使用率を考慮した給水栓数
13 ミリメートル	4 (4)	2 栓	13 ミリメートル	4	2 栓
20 ミリメートル	10 (7)	3 栓	20 ミリメートル	10	3 栓
25 ミリメートル	15 (11)	4 栓	25 ミリメートル	15	4 栓
30 ミリメートル以上	水理計算によること		30 ミリメートル以上	水理計算によること	
※ () 内の数字は、給水栓の設置場所が 2 階のみの場合における給水栓数とする。					
(配管) 第 26 [略]		(配管) 第 26 [略]		(1)表 2 階給水栓数を制限する項目を削除する。	

改正前	改正後	説明
<p>2～3 [略]</p> <p>(1) 道路及びメーター上流側に埋設する給水管は、ポリエチレン管、ポリ粉体ライニング鋼管、ステンレス鋼管及び铸铁管とし、埋設場所の環境等を考慮して選定すること。<u>ただし、道路管理者の指示がある場合にはそれに従うこと。</u></p> <p>(2) ～ (6) [略]</p> <p>(器具等の連結)</p> <p>第28 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 給湯用又は暖房用ボイラー等のうち、熱出力が時間あたり50,000 キロカロリー以上の器具を設置する場合は、必要流量等について注意すること。</u></p> <p><u>5 次に掲げるような有害物質を取り扱う場所に給水する場合は、貯水槽式給水を原則とすること。</u></p> <p><u>(1) 化学薬品、めっき工場等</u></p> <p><u>(2) クリーニング店等</u></p> <p><u>(3) 写真現像所等</u></p> <p><u>6 タンクその他受水器具及び施設への給水は、止水器具を取付け、かつ、逆流を防止するため落とし込みとし、越流面から給水栓吐水口の高さ及び側壁と給水栓吐水口中心との距離は、「§2 貯水槽設備等設置基準 第5第6項」の表に準じること。ただし、完全な越流装置のない施設については、逆止弁を併用しなければならない。なお、浴槽に給水</u></p>	<p>2～3 [略]</p> <p>(1) 道路及びメーター上流側に埋設する給水管は、ポリエチレン管、ポリ粉体ライニング鋼管、ステンレス鋼管及び铸铁管とし、埋設場所の環境等を考慮して選定すること。</p> <p>(2) ～ (6) [略]</p> <p>(7) 公道等に埋設する場合は、道路管理者が管種、埋設深度、及び工法等を指定する場合があるので事前に確認すること。</p> <p>(器具等の連結)</p> <p>第28 [略]</p> <p>2～3[略]</p> <p><u>4 次に掲げるような有害物質を取り扱う場所に給水する場合は、貯水槽式給水を原則とすること。</u></p> <p><u>(1) 化学薬品、めっき工場等</u></p> <p><u>(2) クリーニング店等</u></p> <p><u>(3) 写真現像所等</u></p> <p><u>5 タンクその他受水器具及び施設への給水は、止水器具を取付け、かつ、逆流を防止するため落とし込みとし、越流面から給水栓吐水口の高さ及び近接壁と給水栓吐水口中心との距離は、「§2 貯水槽設備等設置基準 第5第6項」の表に準じること。ただし、完全な越流装置のない施設については、適切な逆流防止器具を併用しなければならない。な</u></p>	<p>改正前(1)の文言を (7) に集約する。</p> <p>(7)事前確認を要する。</p> <p>改正前4 削除する。</p> <p>改正前5 以降繰上り</p> <p>側壁→近接壁と修正する。</p> <p>逆止弁では不完全な場</p>

改正前	改正後	説明
<p>する場合には、吐水空間を 50 ミリメートル以上とするほか、プールなどのように水面が特に波立ちやすい水槽又は洗剤、薬品を扱う水槽、容器への給水については、吐水口空間を 200 ミリメートル以上とすること。</p> <p>第 5 章 給水装置の工事施工 (分岐・配管施工)</p> <p>第 36 [略] 2～7 [略]</p> <p>(弁付割 T 字管による穿孔)</p> <p>第 38 [略] (1) ～(6) [略] <u>(7) 分岐工が終わった後は、弁や取出し管が沈下しないように支持台付近の地固めを確実にを行い防護すること。</u></p> <p>第 6 章 給水装置の完成検査 (届 出)</p> <p>第 48 指定工事事業者は、工事が完成したときは「給水装置工事完成検査票」(様式第 18 号) <u>に社内検査結果を記入し、「給水装置工事完成確認書」(様式第 19 号) に申込者の確認を受けたうえで、遅滞なく完成図及び関係図書等と共に企業長に提出し、企業長が指定する職員(以下「検査員」という。)の完成検査を受けなければならない。</u></p> <p>(書類検査)</p>	<p><u>お、浴槽に給水する場合には、吐水空間を 50 ミリメートル以上とするほか、プールなどのように水面が特に波立ちやすい水槽又は洗剤、薬品を扱う水槽、容器への給水については、吐水口空間を 200 ミリメートル以上とすること。</u></p> <p>第 5 章 給水装置の工事施工 (分岐・配管施工)</p> <p>第 36 [略] 2～7 [略]</p> <p>8 圧着・凍結工法により施工した場合は、止水した部分を補修バンド等で防護すること。</p> <p>(弁付割 T 字管による穿孔)</p> <p>第 38 [略] (1) ～(6) [略] <u>(7) 鑄鉄管からの分岐の場合は、穿孔終了後、密着コア(防食スリーブ)を挿入すること。</u> <u>(8) 分岐工が終わった後は、弁や取出し管が沈下しないように支持台付近の地固めを確実にを行い防護すること。</u></p> <p>第 6 章 給水装置の完成検査 (届 出)</p> <p>第 48 指定工事事業者は、工事が完成したときは「給水装置工事完成検査票」(様式第 18 号) <u>による社内検査を実施したうえで、遅滞なく完成図及び関係図書等と共に企業長に提出し、企業長が指定する職員(以下「検査員」という。)の完成検査を受けなければならない。</u></p> <p>(書類検査)</p>	<p>合がある。例) 減圧式逆流防止器等</p> <p>8 追加する。</p> <p>平成 28 年度から企業団施行の工事は、密着コア挿入が必須となる。 改正前(7)を繰下げ(8)とする。</p> <p>様式第 19 号(施主等の完成確認書)を廃止する。</p>

改正前		改正後		説明
第54 [略]		第54 [略]		
検査項目	検査の内容	検査項目	検査の内容	
位置図	[略]	位置図	[略]	
管路図	[略]	管路図	[略]	
平面図 ・ 立体図 ・ 使用材料 一覧表	[略]	平面図 ・ 立体図 ・ 使用材料 一覧表	[略]	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・道路内については、第34の5の規定により整理されていること。 ・分岐工事の施工状況写真があること。 ・水圧テストの写真があること。 ・宅内の埋設部分の埋設深さが確認できる写真があること。 	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・道路内については、第34の5の規定により整理されていること。 ・分岐工事の施工状況写真があること。 ・水圧テストの写真があること。 	
<p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>		<p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>		宅内埋設部の写真を廃止する。